

資料3－1

○南相馬市帰還支援一時宿泊所条例

平成26年9月30日条例第29号

南相馬市帰還支援一時宿泊所条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定に基づき、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故等」という。）により市外に避難している者が帰還等の準備のために一時的に帰宅する際の宿泊所（以下「一時宿泊所」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 一時宿泊所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 南相馬市帰還支援一時宿泊所

位置 南相馬市原町区北長野字南原田143番地の1（雇用促進住宅北長野宿舎内）

(対象者)

第3条 一時宿泊所を使用することができる者は、修繕等が必要な自宅を本市に有し、一時宿泊所使用時において原発事故等により市外（相馬市及び相馬郡新地町を除く。）に避難している者（以下「対象者」という。）及び対象者が指名する者又は市長が特に使用の必要があると認めるものとする。ただし、南相馬市暴力団排除条例（平成24年南相馬市条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等は除く。

(使用期間)

第4条 一時宿泊所を使用することができる期間は、1回につき7日以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、使用期間を延長することができる。

(使用の許可)

第5条 一時宿泊所を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

2 市長は、一時宿泊所の管理上必要があると認めるときは、前項の許可をする際にその使用について条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、一時宿泊所の使用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設又は設備器具（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあるとき。

(3) その他管理上支障があるとき。

（使用者の管理義務等）

第7条 一時宿泊所の使用者（以下「使用者」という。）は、一時宿泊所の使用について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。

2 使用者は、周辺環境を乱し、又は他の迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

（目的外使用等の禁止）

第8条 使用者は、一時宿泊所の使用の許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用許可の取消し等）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用の許可の条件を変更し、使用を停止させ、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1) 法令に違反する行為を行ったとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 使用の目的が第6条に該当することが判明し、又は該当する理由が発生したとき。

（原状回復の義務）

第10条 使用者は、一時宿泊所の使用を終了したとき、又は前条の規定により使用を停止され、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

（損害賠償の義務）

第11条 使用者は、故意又は過失により施設等を毀損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害額を市に賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

（使用料）

第12条 一時宿泊所の使用料は、無料とする。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。